

○ 委員長

説明が終わりましたので、基本方針の15ページから29ページまでについて、質疑を許します。はじめに、質疑通告をされております八児議員の質疑を許します。

○ 八児委員

おはようございます。暑い中ですが、よろしくお願いします。

早速ですが、15ページ、小学校の施設ですが、ここに3番目にうたってあります通学距離についてでございますけれども、4km以内を基本とすべきであるがということですが、これの根拠についてお示し願いたいと思います。

○ 学校教育課長

この小学校にあってはおおむね4km以内が適切であるという根拠につきましては、義務教育小学校施設費国庫負担法施行令第4条第1項第2号を元にこのような記載をしているところでございます。

○ 八児委員

それでは、現在において4km以上もしくは4km以内で、3kmとかそういうところから通学されている小学生がおられるかどうか、そこら辺についてお教え願いたいと思います。

○ 学校教育課長

現在も内野小学校や庄内小学校など、いまご指摘がありましたような遠距離からの通学があるケースも存在しております。それにつきましては、スクールバスを運行したり、また、バス通学定期券購入に対して、助成金を支出するなどして対応をしているところであります。4kmという距離に縛られすぎることなく児童の安心・安全な通学方法等について、きめ細やかに対応していきたいと考えております。

○ 八児委員

だいたいわかりましたので、私が言いたいのはですね、実は4kmというのはかなりの距離やないかと。大人が1時間に歩くのが4kmではないかというふうに言われておりますけれども、小学校1年生から6年生までの体力差というのは大概にあるのではないかと、そのように考えますので、そこらへん十分注意してやっていかなければいけないのではないかと。中学校も言ってますけれども、中学生と小学生では年齢差が、幅が広いもので、ましてや体力差が十分差があると思いますので、そこら辺十分注意をしてやっていただかなければいけないと、そのように考えておりますので、今後ともよろしく、そこら辺については検討をお願いしたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

次に、18ページですが、同じ内容なのでそのままお話をさせていただきますが、小学校では4kmというふうにありますけれども、中学校では6kmというふうには距離が伸びております。当然のことかもしれませんが、6kmといっても基本的にはさっき言いましたように通学すれば1時間半と。学校が始まるのがだいたい8時半、25分とかそのぐらいだと思いますけれども、1時間半かかるということになれば、7時前には家を出なくちゃいけないと、そのようなふうになってくるのではないかと。夏場ではいいかもしれませんが、冬場においては真っ暗いなかを出てくると、懐中電灯をつけてでも出てこなくちゃいけないとかいうふうなことにもなる可能性がありますので、そこらへんお教え願いたいと思います。現実、今現在中学校で6km以上のところとか、そらへんがありましたらお教え願いたいと思います。

○ 学校教育課長

先ほど小学校のほうで説明しました内野小学校と関連するわけですが、筑穂地区では筑穂中学校につきましてはスクールバスの運行で対応しております。また、それ以外につきましては、6kmという通学距離という学校は現実ないわけではございますが、4kmを超えたケースも直線ではありませんが、実際の通学路では想定される学校もございまして、そのよ

うな学校につきましては、自転車通学を認めるなどして対応をしております。しかしながら、これで十分だとは考えておりませんので、この件が進むにつれ、安心・安全な通学距離、方法について先ほどご指摘がありましたように決め細やかにチェックし、対応をしていきたいと考えております。

○ 八児委員

重ねての話ですみませんけれども、ここで4kmとか6kmとか言うておりますけれども、平坦距離というか、単なる直線距離の話だと思うんです。やはり筑穂地区周辺では高低差があるとか途中、坂を越えていかなくちゃいけないとか、かなり通学途上においては高低差があるんじゃないかと考えられるわけではありますので、そこらへん十分注意をして、配慮をお願いしたいと思いますので、お願いしたいと思います。以上で終わります。

○ 委員長

引き続きまして、八児委員いいですか。

○ 八児委員

続きましてということで、学校施設が他の公共施設としての兼ね合いを持っているのではないかと考えております。それはどういうことかといいますと、一般の選挙、議員選挙とかの投票所、体育館とかなっておると思います。それと一緒にもう少しあれすれば、災害用の避難所というふうな形の意味合いも含めて、公共施設、特に小学校、中学校の体育館等はそういうふうに他の公共施設との兼ね合いがあるんじゃないかと思えます。これが基本的に選挙にしても統廃合になれば結局投票所に行くのがそれだけ遠くなったりするというふうなことになるので、投票率、投票行動において影響を及ぼしてくるのではないかと、そのように考えるところではありますので、その点についてどのようなお考えがあるのかお教え願いたいと思います。

○ 選挙管理委員会事務局長

現在、投票所は市内に66箇所ございます。このうち、小学校が16、中学校が5つございます。今回万一統廃合等でこれらの学校施設が使えないということになりましたら、だいたい公共施設の近辺で探しまして、それを充てるようなことを想定しております。あらましゼンリン等の地図上で見た範囲では保育所、あるいは公民館、こういったものでおおむね代替施設としてはありうる、大体そろっているというふうに認識しております。ただ、投票の名簿の登録者数が非常に多い箇所がこのうち7箇所ぐらい、地図上で見た範囲ではございまして、こういった代替施設でまかないきれないというようなこともありうるのではないかとこのように考えております。また、代替施設そのものがやはり公共施設でございますので、さらに見直し、統廃合等によって使用できなくなる可能性というのでも考えられます。したがって、具体的に統廃合等が進捗いたしましたら、はっきりしましたらその時点でさらに精査して候補地を考えていきたいというふうに考えております。

○ 八児委員

だいたいお話をわかりましたけれども、衆議院やらいつあるかわからないと、解散権がありますからね。その辺しっかりその点について検討して早めに手を打っていただくと、そういうことで地元の皆さん方が戸惑わないように、そういうふうな手を打っていただきたいということをお願いして終わります。

○ 委員長

続いて江口委員の質疑を許します。

○ 江口委員

まず、15ページの小学校についてお聞きいたします。この記述の中にも中学校の記述の中にも複合多機能化というふうな形があるんですが、この点についてどのように考えているのか、もう少し詳しくお聞かせいただけますか。

○ 教育総務課長

ここにも記載がありますように、学校施設の例えば統廃合によって新築する場合とか改築する場合におきまして、地区の公民館とか図書館、場合によっては支所機能、その他住民が活用できるような施設を併設することによって、住民の福祉向上及び子どもたちの見守り等に役立てるようにその時点になりましたら検討したいと考えております。

○ 江口委員

新築もしくは改修というお話が出たかと思えます。その目的の中で子どもたちの見守りという話がありました。そのことを考えると、学校に多くの公共施設が集って地域の方々と子どもが触れ合う機会が増えるのはいいことだと思っています。ただ、これ自体は公共施設のあり方に関する基本方針、第1次計画9月に出るというんですが、実際にこれが新築とか大規模改修を待っていると、じゃあ本当にいつになるとおおよそのところができるのかというと、かなり先になることも考えられます。少しずつで結構だと思います。一遍にすべての機能を一つのところに集めてしまおうとすると、住んでいる方々の不安等はかなり大きなものがあるかと思えます。例えばこの地域の小学校にはこの機能をまずつけてみようとか、そういったモデルケース、テストケース的な部分を含めてやっていただきたいと思っています。その分はそれこそ学校側の不安等もあるかと思えますが、それこそ教育総務課、施設係等々あります。そこら辺の腕の見せ所だと思っていますので、その点の努力をお願いしたいと思っています。中学校についても同様に考えてよろしいのでしょうか。

○ 教育総務課長

中学校についても同様です。

○ 江口委員

ありがとうございます。後ろのほうの記述になるんですが、コミュニティを小学校単位にするのか中学校単位にするのかという、どちらがいいのか検討が必要だという記述等もあります。その部分を含めてぜひやっていただきたい。そして、一箇所に公共施設が集るということはコストダウンも図れますが、先ほど言いましたようにそれぞれの住民の方々が顔見知りになれるという良いチャンスであると思っています。いまのように、機能別に施設がある形になるとどうしても同じ層の方々としか会わない、そういった部分があるかと思えますので、この取り組みについては非常に大きな可能性を秘めておるものだと思っています。ぜひ少しずつで結構ですので、一步一步早く前に進んでいただきたいと要望したいと思います。

続きまして、トイレとエレベーター、バリアフリーというふうな記述がございました。このあたりについて、現状どのような形で進んでいるのか。特に気になっているのがエレベーターの設置についてなんです。複合多機能化を考えると、どうしてもいろんな方々がこられます。障がいのある方々が来られることも十分あります。そしてまた子どもたちについても障がいのある子どもがあがってくることも十分あります。実際に市内の小学校、中学校についてもおられる部分が、けっこうおられる。ただ、旧飯塚市内に関してはエレベーターが設置してあったのが1校もなかった現状があるかと思っています。ところが公民館については少しずつではありますが、トイレとバリアフリーと、エレベーターっていうのは整備してきました。この学校について、こういった記述があるんですが、現状どうなっているかと、ここの部分がどういった形で進んでいくのかあわせてお聞かせ願えますか。

○ 教育施設課長

まず現状からお答えいたします。トイレの改修につきましては、現在学校にあります和式のトイレを様式のトイレに計画的に改良しております。それから、エレベーターにつきましては、現在は未設置の学校は、小学校は17校、中学校は11校、合計で28校でございます。今年度につきましては、この大規模改造、現在行っております大規模改造工事にあわせて、小

学校1校、中学校1校、合計2校にエレベーターを設置するようにしております。今後につきましても、関係各課と協議を行いまして、大規模改造工事にあわせて計画的に設置していきたいと考えております。バリアフリー化につきましては、手すりの設置、段差をなくするためのスロープの設置、多目的トイレの設置、エレベーターの設置等が考えられます。バリアフリー化につきましても、関係各課と協議いたしまして、施設の状況を見ながら計画的に設置していきたいと考えております。

○ 江口委員

ぜひよろしくお願ひいたします。この改修等に関してこの前新聞を読んでおりますと、エコに配慮した改修という記事が載っておりました。今全国でいくつかモデルケースを作りながらやっているというお話がありました。そのことによってかなりのコストダウン等も図れる、そしてまた環境に対する負荷軽減も図れるというお話がありました。それも合わせてぜひご検討ください。

続きまして、学校規模について、先ほど八児委員から4km、6kmについてお話がありました。そして、後もう一つ、クラス数に関しての記述があります。小学校に関しては12学級以上、18学級以下ですね。中学校については12学級以上18学級以下ですね、ございます。この学級数に関してですね、この部分はかなり大きな縛りとなるのかどうか。というのは、小学校でも中学校でもこれの上限を超えている学校はあるわけですね。そういった学校は分けてまたつくるのかといたら、そういうのではないと思うんですが、そのあたりのことについてお聞かせいただけますか。

○ 学校教育課長

学校規模につきましては、まず12学級以下の小学校が22校中8校、そして中学校のほうでは同じく12学級以下の学校が12校中8校ございます。中学校につきましては先ほどお示ししております基準を上回る学校はございません。小学校の12学級以上ということにつきましては2学級ありますと学級編成を実施することができまして、学級のメンバー構成が変わりますから、それに伴い多様な人間関係の構築の練習になるのではないかと、またそうあってほしいという期待もこめております。中学校につきましては学級数につきましては、どの学校にも5教科の教員が複数配置できるだけの学級数を、できることなら一学年に国数社理英の教師が3学年、どこの学年にも配置ができる学級数を、ということを狙っての本市としての考え方もございます。

○ 江口委員

中学校についてなんですが、19ページには12学級以上18学級以下を基本としながらも9学級以上でかつ12学級以下を目指すことが望ましいとあります。ここの部分についてはどのような形と考えてよろしいですか。

○ 学校教育課長

学校教育課としましても、この「望ましいと考えるが」という部分につきまして先ほどの通学距離と同様にこの9だとか12だとか18という数値を目安とはいたしますが、この数値にこだわり過ぎず、検討をしていきたいと考えております。

○ 江口委員

すみません、ここで12学級以下を目指すことが望ましいと考えるというところがあるわけです。9学級以上が望ましいという部分に関しては9学級未満の中学校においては隣接校の統廃合の是非について検討することが必要であると明確にあります。ある程度理由は書かれているわけですね。複数教員配置をしたいと。だからそれが可能となる9学級以上としたいと。だからこそ9学級未満については統廃合を十分検討しなくちゃならない、検討されるんだと思うんですが、もう片方の12学級のほうがちょっと気になっているわけです。先ほどは18学

級以上標準といいながらここでさらに、規模が小さいところがあるわけです。ここはそうするとどちらかというとなんか考えなくてもいい、ではないですけど、将来像として望ましいという程度にとどまるという理解でよろしいでしょうか。

○ 学校教育課長

はい、そのように解釈していただきたいと考えております。

○ 江口委員

はい、ありがとうございます。あわせてこのような小学校、中学校のことを考えるときに必ず出てくるのが通学区域の見直しであります。合併前から当然のことながら合併したらこれは考えなくてはならないところだというふうに言われ続けながらまだ公式にはアナウンスがっていないわけですが、この部分と統廃合について、現状どのような協議がなされているのか、そしてこの後どのぐらいの程度で方向性が出るのか、また、それが市民に対して、市民なり保護者なりに対してどのような形でアナウンスされて協議が始まるのか、そのあたりのことを教えていただけますか。

○ 学校教育課長

現在、通学区域につきましては、通学区域審議会のなかで協議中でございます。現在のところ、旧穂波地区につきましては学校選択制を採っております。それ以外の地区につきましては通学区域の弾力的運用という形で弾力化を図っております。選択制につきましても弾力的運用につきましても異動する児童生徒の数に大きな差はないというのが現状でございます。現在、弾力的運用につきまして、その理由が教育的にプラスの要素のものなのかどうか、慎重審議を重ねる必要も出てまいりましたので、その点につきまして、いま審議会で検討を行っているところでございます。もちろん、統廃合に伴いました通学区域の見直しも今後図っていくこととなります。通学区域審議会での協議をふまえて教育委員会で決定をしていきます。

○ 江口委員

こちらの公共施設のあり方に関する基本方針、これは第一次答申が9月にも案が示されるというお話ですよね。とすると、ある意味ここで小中学校の統廃合についても一つの絵が示されるかもしれないわけです。そう考えると、通学区域の審議会がそうそうゆっくりもしてられない現状があるのではないかと思うわけです。本当に通学区域一つによってぜんぜん変わるわけですよね、統廃合自体も。もっともっとペースを上げていただかなければならないと思っています。それと後もう一点は答えになられませんでした。保護者・市民の方々にどのように案なり考え方なりをお示ししながら話をしていくのか、そのあたりのことが大変重要になってくるかと思うんですが、そのあたりはどのようにお考えでしょうか。

○ 学校教育課長

まだ具体的なプランを提示するまでには当然いたっておりませんのでそれが出来次第それぞれの地区や保護者を含めました市民の方々への説明会を実施しなければならないと考えています。ただ、この8月につきましては学校関係者からのこの件に関します意見交換会は実施するようにしております。

○ 江口委員

8月には実施するといわれました。9月には第一次答申の原案が示されるかのように聞いております。第二次答申にしても一年後ろにいくだけですよね。ある意味この小中学校の再編自体が公共施設のあり方、複合化、多機能化という話がありましたですね。大きな鍵を握るんだと思います。どんな形の学校を作るのかという部分をしっかり考えた上で早くやっていただかないと困ると思っています。8月には協議をやるというお話でしたが、そこで8月で協議があっても、じゃあずっと協議があるのかどうかですよね。スケジュールというのがあると思うんですが、まだまだそれが出れてないかもしれないんですが、その8月の協議の中ではお

よそこのぐらいの時には目途を立てたいというのをお話ができるようにぜひやっていただきたいと思います。選択制と弾力的運用ですよ。じゃあ、私的に選択制を採るというのも一つかと思えます。そのなかでそれぞれの学校が切磋琢磨をする、そういったところもありますし、まず教育委員会がどのような学校をつくりたいのか、どんな子どもたちを育てたいのかをきちんと考えた上でそれをはっきりと保護者の方々にお伝えいただきたいと思っております。

続きまして、21ページ幼稚園に関してでございます。21ページの幼稚園の中では、3園のうち1園については公立として存続させ、2園については民間移譲の方向で検討を行うとあります。旧飯塚は3園1分園を1園に統廃合をしました。そのときも大きな摩擦の中で市としてはやってきた部分がございます。またもう一度この部分がでてくると、ある意味住んでいる方々にとっては「またか」という思いがあるかと思いますが、本当に必要であるならばやらなければならないと思っています。この統廃合の理由、必要な理由についてもう少しお示しいただけますか。

○ 学校教育課長

3園を1園に統合いたしまして、ただこの統合が学校教育課といたしましてはどこかの1園にという単なる一方向性の統合ではなく、3園の子どもたちがその1園に通うことができるものとして夢の持てる園舎で、新しい教育が実施できることも構想に持ちまして、この1園統合を考えておる次第でございます。

○ 江口委員

すみません、個別、具体的なことを聞きます。障がい児の方々についてでございますが、この記述の中では公立と私立の役割という中で、公立の役割の一つに障がい児統合保育についても可能な限りうけるという方針で運営してきており、という記述があります。方や保育園を考えると、この前の民営化のときに市側がお話になられたのは、公立でも私立でもきちんと受け入れるんだというお話がございました。公立の役割は果たしてここにあるんだろうかどうかという部分があるんですけど、現実やっぱり私立の保育園では受け入れられてないという現状があるんでしょうか。

○ 学校教育課長

現実、ケースとしてはございます。受け入れる方向で私立幼稚園も就学指導の過程におきまして検討はいただくわけですが、幼稚園教諭の数ですとか施設設備の面で対応が難しいということで断られる結果になった園児につきましては、公立幼稚園で現在も現実に受け入れておる次第でございます。それにつきましては市として特別に介護支援員を配置するなどして現在対応しているところでございます。

○ 江口委員

入園のときの仕組の違い等もあり難しい部分があるかもしれないと思うわけですが、やはり住んでいるエリアによってその差がないような形をできるだけとっていただく、その部分をぜひお願いしたいと思います。この1園になったとき、残りの2園については民間移譲の方向で検討すると書いてあるわけですね。この2園についての民間移譲についてなんです。これは幼稚園としてやってくださいという形で移譲されるのか、もしくは幼稚園ではなくても結構です。例えば保育園に移転をしても構いません。もしくはいろんな他の用途も含めてありえますというふうな形なのかどうか、そのあたりをお聞かせいただけますか。

○ 学校教育課長

民間移譲として幼稚園としての存続もありがたい方向ではあるんですが、耐用年数と建築年数等もかんがみますと、そのことも現実難しいことも想定されます。幼稚園教育への移譲にこだわらずに考えることも今後検討していきたいと思っております。

○ 江口委員

お願いいたします。またこの幼稚園については認定子ども園の動き等もありますよね。その点も含めて検討をお願いしたいと思います。認定子ども園なりその保育園との部分に関しては何も記述がないわけですよ。その点についてお願いをしたいと思います。

続きまして23ページ、給食センター自校式給食調理場についてです。ここで非常に面白い記述があるんですね。非常にうれしかったんですが、学校給食の調理場、自校式で作った場合、小中学校の複合的多機能化の推進及び学校施設の積極的な利活用の観点から、学校給食の運営のみの利用にとどまらず、地域内の児童・高齢者福祉施設への給食調理及び配食サービス、高齢者・障がい者宅への配食サービス、災害時における救援食の調理・配食など多機能化の是非についても多角的に検討する必要があると。ここは非常にこれがきちんと動くとなると、全国にもある意味特色のある飯塚の取り組みとして発信できる部分があると思います。ぜひこの部分についていきなり昼の給食の時期から配食サービスもやるとかいう部分は無理だと思うんですが、例えば昼は給食、夜は配食サービスとかいろいろなやり方があるんだと思います。ぜひこの点についてどんどんやっていただきたいと思うわけですが、この部分について教育委員会としてはどのように考えているのか、お考えのほうをお聞かせ願えますか。

○ 学校給食課長

多機能化につきましてはやはり配食サービス、一日3食の配食サービス、障がい者用の同じく一日3食の配食サービスではどうしても昼食時がピークになりますので、それに伴う施設整備、人的配置が必要となることから今後も検討していきたいと思います。よろしく願いいたします。

○ 江口委員

しっかりと検討を、十分にスケジュールを決めてやってください。検討しなすと言っているけどずっとほったらかしているやつもたまには行政の中でも見受けられます。そういうことのないようお願いしたいと思います。

続きまして公民館についてです。公民館について24ページ、公民館、類似公民館についてなんですが、地域のコミュニティセンターとして非常に重要だという部分はわかるんです。そのなかで、コミュニティ組織の範囲を小学校区とするのか、また中学校区とするのかという記述があります。このあたりについて、現在生涯学習部ではどのように考えておられるのかお聞かせいただけますでしょうか。

○ 中央公民館長

コミュニティ組織の範囲ということでございますが、現在市内に中央公民館を除きまして、基本的には12の地区公民館が設置されております。地域の実情に応じた活動が展開されておりますが、今後地域住民の声を聞きながら、その範囲を小学校区とするのか、または中学校区とするのか、あるいは地域の実情に応じた範囲に再編するのか、などについては今後あらゆる機会をとらえまして協議を重ねながら検討してまいりたいと考えております。

○ 江口委員

あらゆる機会を本当に利用してください。もう一点、ここでも小学校施設内に公民館を移設することの是非について検討を行うとあります。生涯学習部としても教育部同様、この部分について積極的に考えていくというふうな理解でよろしいでしょうか。

○ 中央公民館長

そのように考えております。

○ 江口委員

あと最後のほうにまちづくり協議会を設置し、指定管理者として管理運営できる体制を整備する必要があるとありますが、この点についてどのようにお考えになっているのかお聞かせください。

○ 中央公民館長

現在、課内におきましてワーキンググループを立ち上げまして種々協議をしております。また、地域に出向きまして基本方針に基づく実施計画の基本方針を説明すると共に、公民館のあり方、いわゆるまちづくり協議会的なものの設置を種々協議、説明をしているところでございます。また、市民活動推進課が所管しております飯塚市コミュニティづくり市民会議におきましても、現在地域コミュニティの構築に関する意見をるる拝聴しているところでございます。そのようなあらゆる会議の場におきまして意見を十分吸いあげまして地域コミュニティの構築に向けた検討を行い、11月の実施計画の段階までには一定の方向性を出したいと考えております。

○ 江口委員

ありがとうございます。

続きまして25ページ、文化会館、颯田文化施設・サンシャイン颯田についてでございます。サンシャイン颯田については、地域の文化活動の拠点施設として設置されたものであるが文化ホールとしての稼働率、利用率が低く、利用形態としては他の地区公民館と同様、サークルなどの活動の場として利用しているのが実態、とあります。今後については、利用拡大は見込めないの、地区公民館の付属施設として位置づけた中でというふうな形がございます。本当にこの形でいかれるのでしょうか。なんらかの設置等のときの縛りとかがあつてこういった形ということになるのでしょうか。そのあたりのことをお聞かせ願えますか。

○ 中央公民館長

サンシャイン颯田につきましては、もともとが雇用能力開発機構が旧颯田町と共同で建設しております。平成15年9月までは雇用能力開発機構の所管で経営を行っております。同年10月に颯田町に譲渡されております。190万円あまりで譲渡を受けております。そのときの譲受の条件、契約の中に平成38年10月までの間は転売等の禁止条項をうたっております。それに基づきまして、転売等は禁止されておりますので、当分の間は颯田公民館の横に設置建設されておりますので、颯田公民館の一施設として活用を図ってまいりたいという方向性を持っております。

○ 江口委員

颯田では小中一貫校の検討がされております。この基本方針の中では、小学校なり中学校なりの中に複合施設という話が考えられております。その中で颯田の公民館は非常に古いと思うわけです。そうすると、颯田公民館の付属施設としてやるのがいいのかどうか、颯田公民館自身がそこにあるのがいいのかどうかも含めて検討が必要であると思っております。

続きまして図書館についてです。図書館については、指定管理者の導入のときに統廃合もありえるのではないかとのお話をさせていただきました。そのときの図書館側の答えはそうではない、きちんと5館を維持してやっていくという話がありましたが、ここで3館程度への統廃合というのが全面に出てきております。で、④で小学校等の図書室の多機能化という部分もあるわけですが、この図書館、学校の図書室、そしてもう一つあるのが公民館の図書室なんです。このあたりどのように、本当にこの部分をこの基本方針に則ってどんどんやっていくというふうな形になるのかどうかお聞かせいただけますか。

○ 生涯学習課長

この図書館につきましては、いまご質問がございましたが、3施設に統合するというふうなことも書いておりますけれども、これは前提としまして、地区公民館の図書室を利便性の高い施設とすることで核となる中央公民館と地域の公民館2施設の合わせて3施設に統合するのが望ましいという方向性が示されております。従いまして、この図書館としては3館、地区公民館の図書室を利便性の高いものにしていくという考え方でいくものでございまして、統廃合さ



れると思われる2館につきまして、図書機能をなくすという考え方ではございません。それから、④番の学校との関係でございますけれども、これにつきましても将来的なことでございますが、現在実施しております学校への団体貸し出し、特別貸し出し、こういったもの、あるいは多機能化、こういったものを今後学校の図書室の整備計画とあわせて学校総務課、教育課関係の人と協議をしていってそこらあたりの連携を協議していきたいというふうに考えております。

○ 江口委員

3施設になって穂波と穎田に関してはどうなるのかが1点、それともう1点が利便性の高い施設というものはどのようなことが、指して利便性が高いといっているのかが1点、この点をお聞かせください。

○ 生涯学習課長

この利便性の高い施設というその利便性につきましては、地区公民館図書室を市立図書館の配本所としての整備、市内12地区すべてに図書館または配本所を配置する。全域で図書館利用の利便性を高める。このためには市立図書館データベースを活用するために地区公民館図書室に図書館用の端末機器を整備すると、こういったようなことも考えております。

○ 江口委員

今のお話の中で穎田・穂波のその後についてどうなのかのご案内がなかったかと思えます。それが1点。それともう1点、配本所という話がありました。そしてシステムを整備したいという話がありました。この何箇所になるんですかね、地区公民館、その利便性が高い施設になるという部分に関しては何時から何時まで、図書館と同様の時間を空けているのかどうか、それともう1点、そこでシステムがあるんだけど、人がないと運用ができないわけですが、人もきちんと配置をして司書を配置して運営でやっていくのかどうか1点、お聞かせ願えますか。

○ 生涯学習課長

穎田図書館と穂波図書館のご質問がございましたけれども、これにつきましては今後この5館、今ある図書館、これをどうしていくのかという中で3施設というふうに統合するというところでございますので、まずそこが煮詰まっております。それから、地区公民館の利便性の高い施設をするという部分で、具体的なお質問ございましたけれども、これも今後検討していくということでございますので、現時点ではまだ具体的な検討・調査いたしておりません。

○ 江口委員

てっきり私は穎田と穂波が対象になるんだろうと思っております。第一次は9月に出るわけですね。9月に出てスタートしようとしても、片一方は指定管理者で5年の縛りがかかっているわけですね。それはできないですね。残る2つがなるんだろうと思っております。もう1点、利便性が高いという部分についてお答えがなかったわけですが、9月はもう目の前でございます。いい加減なことをやっているとなればそれこそもう一度署名を集めてという形をせざるを得なくなってくることも考えられます。きちんとした対応をお願いしたいと思います。

最後に29ページです。その他の文化・生涯学習施設についてなんですが、「庄内生涯学習交流館、及び長崎街道内野宿ふれあい館については、利用実態等を勘案して廃止、廃止後は地域または公共団体等へ移譲または他用途転用の方向で検討を行う」とあります。たしか、ふれあい館については廃止の条例がもうすでに決定しまして、そのときに観光施設という話があったかと思えます。それもあわせてこの2施設、どのような形で考えているのかお聞かせ願えますか。

○ 中央公民館長

長崎街道内野宿ふれあい館につきましては、ご承知のように本年3月末をもちまして条例を

廃止いたしております。それは斜め前の長崎屋とセットで観光施設としての再生を図るということで平成20年度につきましては、休館状態となっているところでございます。今後につきましては商工観光課が策定いたしております観光基本計画に則って運営がなされるものと考えております。次に、生涯学習交流館につきましては、建設当初、図書館機能を有した施設として建設されております。そういうことから今後は図書館への移管を考慮に入れながら施設の機能を最大限発揮できるように考えてまいりたいと、このように考えております。

○ 江口委員

3番目に山口コミュニティセンターは地域に移譲するまでの間、貸与する方向で検討を行うとあります。生涯学習交流館、ふれあい館に関しては転用というふうな形で、地域又は公共団体への移譲というのではないかと思うんですが、他方、幼稚園のところでも移譲という話があったわけですね。例えばこの山口コミセンに関して、地域に移譲とあるんですが、上物と土地とありますよね。両方含めた中で有償、もしくは無償にて譲渡というふうな形になるのかどうか、それとももしくは片一方だけでという形になるのか、有償無償の検討も含めてお聞かせいただけますか。

○ 中央公民館長

山口コミュニティセンターにつきましては、農村活性化事業の関連におきまして建設されております。農村活性化のための集会所という位置づけでございます。それで、現実といたしましては、地域の集会所的、類似公民館的な用途に供しているところであります。地元への譲渡につきましては、旧筑穂町が建物は所有しておりましたので、譲渡の方向で考えておりますが、土地につきましては、無償の貸借契約ですね、建物につきましては、いずれにいたしましても譲渡か貸与ですね、土地と建物は混乱しておりますけれども、譲渡か貸与の方向で考えております。

○ 委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 10 : 55

再 開 11 : 05

委員会を再開いたします。

次に、質疑事項一覧表以外の質疑を許します。質疑はありませんか。

○ 川上委員

基本方針の15ページ、及び18ページに関わってきますけれども、小学校、中学校の件について耐震診断、あるいは耐震補強工事の問題が内容というところで記載されております。これについては、前回の当委員会では基本的なことを1点だけお聞きしておったんですが、今日配布された資料を見ますと、資料1に公共施設概要一覧表というのがあります。この1ページに、義務制小中学校の施設が記載されていて、ここに一つの観点としては耐用年数が何年でどのくらい経過して、残存年数がどれくらいかというのが書いてあります。さらに、資料の3、公共施設の現状という資料を見ますと、2ページに小学校の状況一覧があります。そして、4ページが中学校ということになっておるんですが、この網がかかった部分、これが、耐震診断が必要となっておる学校ということになっておるんですね。これを見ますと、小中学校あわせて34校あるうちに、耐震診断が必要でないと言ったのが判断したのが穂波の小学校5校、それから筑穂の小学校2校、それから、飯塚の八木山ですね。この8校についてのみは耐震診断が必要とはみなしてないということなんですね。新しいということなんでしょうけど。そこでですね、すでに昨年耐力度調査とか耐震診断をしたというところもありますし、今年予定しておるところが小学校では頼田、庄内、上穂波なんですね。さらに中学校では穂波西中と頼田中ということになっておるんですが、教育委員会としてはこの学校施設を考える上で、いつまでに

診断を終えていつまでに、新設ということもあるでしょうけれども、現在の基準に合致する耐震補強工事を終わるといふふうに考えておるのか、その考え方をまずお聞きします。

○ 教育総務課長

いま質問委員が言われましたように、すでに耐震診断が終わった小学校で申しますと伊岐須小学校で、今年・来年と耐震補強工事を含みました大規模改造工事を実施します。今年度につきましては、今言われたとおりでございますが、潁田については耐力度調査、庄内・上穂波については耐震診断というふうに計画しております。今後につきましては、まもなく総合計画実施3ヵ年も計上するところでございますが、できましたら合併特例債が活用できますまでには終わらせたいとは考えております。

○ 川上委員

そうしますと、26校については、9年後までに現在の基準に基づいて建て直すかあるいは耐震補強工事をやってしまうという考え方なんです。9年間というのはずいぶん間遠いというか、そんなにゆっくりしていいのかというふうに思うんですね。いま合併特例債といわれましたけど、耐震の関係でいいますと、国の補助はどういうふうになっていますか。

○ 教育総務課長

本来の補助、交付税の額は3分の1でございましたが、今年耐震を促進するというので、条件が合致すれば2分の1というふうになっております。ちょっと補足でございますが、合併特例債9年間ではございませんので、ご了承ください。

○ 川上委員

この公共施設の見直しが9ヵ年でしょ。合併特例債はあと何年ですか。

○ 財政課長

平成27年度まででございます。

○ 川上委員

じゃあ、あと8年でやるということなんです。あと8年でやるということですか。

○ 教育総務課長

目標といたしましては合併特例債が終わる年度までには必ずするというので、教育委員会の基本的な方針としてはいままでも昨年度からたびたび答弁しておりますように、できるだけ早く行いたいと考えております。特にいま審議いただいております統廃合の問題等も関連してまいりますので、それと含みましてできるだけ早期実施を考えております。

○ 川上委員

これは8年とか9年とかいうスパンではなくて、できるだけ早くというふうに言われましたけれども、合併特例債もあるでしょうけれども、国は特別の措置をしているわけでしょう。中国の教訓から言ってもさらに国のほうで補助制度を充実する動きも聞いていますでしょう。ですから、飯塚市が耐震の件についてはもっと急ごうと、いつまでにと。3ヵ年計画だとか4ヵ年計画でやるというようなことを考えて、それでもいいのかというのはありますけれども、そういう一定の年限決めた計画でやる必要があると思うんです。そこで、西山断層がありますね。これについての教育委員会の認識はどうなっていますか。

○ 教育施設課長

西山断層につきましては、位置といたしましては、私の知りうる限りでは旧津屋崎町から穂波町の天道駅付近まで、約30kmの断層だと認識しております。

○ 川上委員

飯塚の大変影響が予想される断層ですね。それから、福岡西方沖地震のときの後世の影響はどうだったか、把握していますか。

○ 教育施設課長

福岡西方沖地震につきましては、この飯塚市内につきましては大きな被害はなかったのではないかというふうに認識しております。

○ 川上委員

市内各所で震度5弱というのが出ておるんですね。学校の近くでも震度5弱というのがあるんですね。それで、被害がなかったではないかということかもしれませんが、学校でガラスが割れたとかいうところはあるんですよ。ですから、この地域は地震が少ない地域だというふうに考えておると、大変なことになると思うんですね。この地域は、地震がいつ起こるかかわからない地域で、しかも起こると鉱害の関係なんかも含めまして被害が大きくなる危険性がある地域だというふうに考えておく必要があると思うんですね。ですから、私はくどいですが、何ヵ年ということを考えて耐震補強、あるいはそれに基づく新しい基準に基づく新築というのもしっかりと計画していく必要があるというふうに思うんです。

続けてお尋ねしますが、この基本方針を見ますと、小学校、中学校共に方向性ということが書いてありますね。それで、これには憲法だとか教育基本法に基づいてあるいは学校教育法だとかに基づいて子どもたちに最善の教育をどのようにするためにこういうことが必要だという強調が非常に弱いんですね、はっきり言って。そこで少し聞きますけれども、小学校では要するに18と12という数字がキーになる数字になっていますね。18という数字を目指すと。12未満は統廃合しますと。統廃合にあたっては慎重に考えないといけないところもあるんですけど、基本的には地域コミュニティの中核的施設となることが予想されることから複合化、多機能化と、是非について検討を行うようになっていきますね。中学校が数字が変わりますね。9学級以上で12学級以下を目指すと。9学級未満は統廃合と、是非を検討するという事なんです。それで、具体的に小学校と中学校のそれぞれについて、3つの枠に分かれるでしょう。小学校の場合は18学級より上の学級はいくつあるのか。18から12がいくつあるのか。12未満がいくつあるのか。どういう把握になっておるか、まず小学校についてお尋ねいたします。

○ 委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 11:21

再 開 11:24

委員会を再開いたします。

○ 教育総務課長

小学校で、その前に表の説明をさせていただきたいと思います。学級数の中に実数と括弧書きがございますが、——失礼しました、資料3の2ページでございます。よろしいでしょうか。その学級数の括弧書きと実数の違いについてまずご説明申し上げます。実数のほうには特別支援学級を含んでおります。括弧書きが特別支援学級を除いたところの学級数となっておりますので、括弧書きのほうでお答えさせていただきます。まず、12学級以下の学校が22校中8校、逆に18学級以上、22校中3校です。その間の学校が22校中11校となっております。

○ 川上委員

私が括弧のない実数のほうで数えておりましたから、あれが違うかもしれませんが、12学級未満が統廃合対象となっているんですね。いま言われた8つあるんですけども、学校はどこになりますか。

○ 教育総務課長

小学校ですね、菰田小学校、目尾小学校、八木山小学校、内野小学校、高田小学校でございます。——失礼しました。加えまして、鯉田小学校、飯塚小学校、大分小学校、平恒小学校で

ございます。

○ 川上委員

9校ですね。鯉田、菰田、飯塚、目尾、八木山、内野、大分、平恒、高田ですね。9ですね。私は括弧じゃないほうで数えると10あったんですよ。中学校はどうなりますか。

○ 教育総務課長

学校名を述べればよろしいのでしょうか。

(発言するものあり)

飯塚第二中学校、飯塚第三中学校、菰田中学校、幸袋中学校、——失礼しました、未満で答えるのでしょうか。

(発言するものあり)

失礼しました。訂正いたします。飯塚第三中学校、菰田中学校、鯉田中学校、庄内中学校でございます。

○ 川上委員

くどいですが確認しますと、9学級未満ということで飯塚第三、菰田、鯉田、庄内、4校ですね。そうしますと、小学校、中学校であなたがたが統廃合の是非について検討を行うといっている学校は小学校で9つ、中学校で4つあるということなんですね。時間がかかりましたけど、こういうことがわかったわけです。それで、このうち9つと4つの中で耐用年数、残存年数が9年未満のところはどこになりますか。

○ 委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 11:29

再 開 11:31

委員会を再開いたします。

○ 教育総務課長

失礼しました。小学校では鯉田小学校、飯塚小学校、中学校では鯉田中学校、庄内中学校となっております。

○ 川上委員

ですから、教育委員会が今まで報告したこととか今日提出した資料を総合的に考えると、私が耐震の関係で急がないといけないということに、皆さんの考え方から行けばですよ、小学校で鯉田、菰田、飯塚、目尾、中学校で鯉田といったところが浮かんでくることになるんですよ。そうじゃないですかね。

○ 教育総務課長

いま質問委員が言われますように、例えば鯉田中学校は、かなり耐用年数まで近くなっておりますので、今年度耐力度調査を実施しまして、その結果を見まして改築工事等を実施する予定を考えております。そのほかの小中学校につきましても先ほどから答弁しておりますように年次計画を立てまして、できるだけ近々に耐震補強工事、もしくは改築等を実施したいと思っております。

○ 川上委員

いま日本全国で学校施設について耐震化を図ると、新基準できちんとやっていこうということで何カ年計画でやろうというのが全国で議論されているんですよ。ですから国も先ほど言いましたけど、2分の1補助ということも検討したけどさらにどうにかならないかという話をしているわけですよ。ですから、飯塚がのんびり合併特例債の範囲内でとか、できるだけ早くとか言っていると、非常に遅れた姿ですよ。その間子どもは非常に危険にさらされるということなんですね。それで、私が障害になっている問題はお金の使い方の問題が大きいんだけど

も、基本方針の中に書いてある問題でこれが障害になっているんじゃないかと思われるのが5番です。小学校の⑤、中学校の⑤ですね。こう書いているでしょう。小中学校が両方ですけれども、地域コミュニティの中核的施設となることが予想されると書いてあるんですよ。だから、その小学校や中学校の複合化、多機能化、場合によって幼稚園まで組み込んでしまえと、書いてあるでしょう。こんなことを考えていっていると、ものすごい規模の施設をつくるということになるでしょう。時間もかかるじゃないですか。これは、それぞれの法律があってその施設がつくらしているわけですから、その施設がもっとも効率よく機能を果たせるようにという観点からものを考えていく必要があるわけですよ。この小中学校が地域コミュニティの中核的施設となることが予想されるというのはどういうことなのか、少し説明してください。

○ 学校教育課長

まず、冒頭に現在の施設の現状ではスペース面でも安全確保の面でも複合化や多機能化は難しい状況であります。よって、統廃合による校舎の改築や新築とあわせて検討すべきであると考えております。ただいま質問にありました、具体的にどのようなことを予想しているのかということにつきましては、学校図書館の開放や調理室や音楽室などの特別教室を一定時間開放すること、さらには先ほどから話に出ております地区公民館を併設することなどで学校と地域の教育交流を推進することなどを想定しているところでございます。

○ 川上委員

それですね、地域コミュニティの中核的施設となることが予想されるということが私はわからないわけですよ。私はこれを公民館だと思うんです。公民館が地域コミュニティの中核的施設だと思うわけです。で、これとの関係で学校教育という制度の中でその可能な範囲で有効な範囲でリンクして学校施設も使ったりするということではないかと思うんですよ。小学校が中核的施設という言葉の意味はね、簡単に使ってありますけど、どういう整理をされてあるのかと思うわけです。その辺はどうですか。

○ 学校教育課長

ただいまの質問に関しましては、公民館が地域コミュニティの中核となるべきではないかと。学校はそれに対する補助や関連の機能として効果を発揮すべきではないか、というようなご指摘ございました。そのことも含めまして公民館を併設することで中核的施設と学校も相成ることができるでしょうし、公民館の併設が不可能であるなら、ご指摘のとおりその補助機能として教育効果を発揮することになるだろうと想定をしております。

○ 川上委員

どうしてその併設にこだわられるのかわからないわけです。だからいま答弁があったように、中核的施設として公民館の役割をさらに充実していきながら必要な、あるいは有効な範囲で学校施設ともリンクしていくということ言えば、例えばソフト面でもそれは今も努力されておるだろうし、可能な面もあると思うんですよ。それをなぜ施設的な意味で、こう書いているでしょう。小学校施設の複合化、多機能化と書いてあるんです。併設とか書いてないでしょう。併設と多機能化と複合化と違うんですよ。これはこれから出てくるイメージはね、施設の巨大化ですよ。大型施設をつくるということになりますね。幼稚園を作る、小学校も作る、中学校も作る、公民館も作るというわけでしょう。それぞれ違う任務と役割がある公共施設をこのように複合化、多機能化をね、その中核的施設となることが予想されることから、とか、たった2行でね、言ってしまっているんですかね。どう思われますか。

○ 学校教育課長

すべての学校にこの複合化、多機能化が教育的にも経済効率的にも是であるかどうかにつきましては、もちろん今後検討をしていくことが必要だと考えておりますが、一定規模の学校におきまして、このようなモデル化も必要ではないかとも考えておるところでございます。

○ 川上委員

私はね、今の答弁は危険だと思います。モデル化というところなんですよ。子どもの教育を手中において、問題組み立てを裏返ったことやないんですか。学校というのは子どもの教育、教育基本法を持ってあるでしょう、そこに。子どもの教育、子どもを真ん中にしてね、地域と親と行政が子どもを真ん中にして団結して力を合わせて未来の主権者を、未来じゃない、主権者として成長していけるようにしていこうということなんでしょう、国の。だから、それを忘れて学校がある、公民館がある、幼稚園もあるよと。で、まとめて作れば安くなるとかね。リンクがいろいろできるから有効やないかというような考え方はまずいんじゃないかと思えますけどね。子どもを真ん中において問題を組み立てるといふうになってないんじゃないんですか。

○ 学校教育課長

もちろん、子どもを中心において私共も含めました大人がいかに関わって子どもたちの自立に支援するか。これが教育であると私も考えています。ただ、施設設備を統廃合するために一緒にするんですよという発想ではございません。その年齢の子どもが異年齢の子どもと触れ合う機会を設けたり、または地域の大人から学び、そして、大人と触れ合う機会を設けることも全人格的な成長につながるのではないかなとも考えておる次第でございます。

○ 川上委員

今答弁があった点は私ももちろん否定するものではないんですよ。今言われた立場とこの5番の立場は矛盾があると私は思うんです。あるいはまっすぐこれには結びつかない。この5番というのは非常に違和感がある、この1から5の流れの中ではね、ものですよ。耐震については明確な100%実施できる、年次も考えないで、5番のようなことだけが突き出してくると、学校教育と義務教育との関係で言うと非常に違和感のある状況です。しかしながら、こういうような問題も含めてあなた方が9月の下旬ぐらいですか、素案を出そうとしているわけでしょう。そして、11月には実施計画つくろうということでしょう。素案まで一月半ぐらい。素案ができるまで一ヶ月あるかないかということでしょう。で、子どもの真ん中にしてという話をしましたけど、その関係者の声をどのように素案作りに反映させていくのかね、また素案を作った後はどのように策定に向けて声を聞き意見を聞いていくのか、そういう点についてはどういうふうに段取り、やり方については考えておられるのか、お尋ねします。

○ 学校教育課長

1点は先ほどもお答えをいたしました、8月27日、34校の校長・教頭合わせまして68名の研修会を実施することになっておりますが、その折にパネルディスカッションを行いまして、どのような公共施設の整備がより教育的効果を発揮するのかという討議の機会を設定しております。そのことを皮切りにプランが具体化していくに従いましてそれぞれの地区で保護者、地域の方々、そして加えまして子どもの声も吸収しつつ検討を重ねていきたいと思っております。また、それと平行します通学区域のあり方につきましても、通学区域審議会で十分検討をしていく所存でございます。

○ 川上委員

8月27日に校長・教頭が集る、会合するということなんですね。そのあとに親とか地域の方の声を聞くということなんでしょう。9月の素案作りまでに地域の声とか親の声とかどういうふうに把握するんですか。

○ 学校教育課長

現在のところ、そこまで計画をしておりませんでしたので、早急にその声を吸い上げる場面を計画していきたいと思っております。

○ 川上委員

それで、まだ計画できていないんですね。だから、11月だとか9月の下旬とか末とかいう

スケジュールが決まった段階、決めようとする段階で子どもとか親とか地域の声をどのように聞くかということが優先されないかんのやないかと思うんですよ。しかも5番とかはね、非常に地域で問題になるテーマですよ。それなのに今答弁できないというのはね、早急に決めていくというぐらいじゃおかしいんじゃないかと思えますね。

続いて、幼稚園について、21ページです。先ほど江口委員のほうからも質問・指摘がっております。私は私の立場でもう少し聞かせていただこうと思うんですが、旧飯塚の鯉田幼稚園の廃止、それによって幸袋幼稚園に1園にしたということについて、どういうふうに評価しておられるのかお尋ねします。

○ 学校教育課長

その統合による成果、及び課題等について、現在報告できるものを持ち合わせておりません。

○ 川上委員

行政は継続なりでしょう。ですから、その評価抜きにこういうのを出してくるのは少し乱暴じゃないですか。もともと旧飯塚の公立幼稚園の廃止については行財政改革です。基本的には、廃止によって財政縮減効果を狙うというのが目的でしょう。財政縮減効果はどういうふうになったのかとか、それによって子どもはどういう目に合わされておるのかとか、というようなことをぜんぜん研究してないんですか。

○ 委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 11:50

再 開 13:00

委員会を再開いたします。

○ 学校教育課長

旧飯塚における幼稚園3園を1園に統合したところによる財政面、教育面での効果とその課題については現在お答えできるだけの資料を持ち合わせておりません。

○ 川上委員

旧飯塚市行財政改革によって行われた措置なんですよ。行革担当のほうでこれについて現在どういうふうに評価されておるかお尋ねします。

○ 行財政改革推進室主幹

旧飯塚市の3園を1園に統廃合した件でございますが、この件につきましては実際のところ検証はいたしておりませんが、今配布しております提出資料の中でも少子化傾向の中で在園児数が公立・私立とも減ってきております。そういう中でこの3園を1園にした統廃合によって問題はおきていないというふうに考えております。

○ 川上委員

検証はしてないけど問題は起きてないという非常に無責任かつ冷たい答弁ですよ。その当時は3千人の署名が寄せられて反対運動が起こっているんですよ。そのことについて教育委員会も行革担当もその評価を行っておらないというのは問題と思うんですよ。その上で、ここに書いてあるように、少子化が進行する中、就園児の減少は避けられないものであり、公立、私立の役割分担を踏まえて3園のうち1園については公立として存続させ、2園については民間移譲の方向で検討を行うと、公立をひとつ残すと、他は民間移譲ということを検討しましょうということなんですよ。自分たちが行ってきた行政の評価をふまえないで、新たに3園のうち2園を移譲していこうと。公立としては1園だけですよ。こういうやり方を続けておっているのかという問題があると思うんですよ。それを指摘したうえで、なぜ公立を1園とするのかお尋ねします。

○ 学校教育課長



公立幼稚園を1園でも残したいということにつきましては、教育的な効果や配慮から、3点の理由がございます。まず第一に、公教育としての幼児教育について充実したものを飯塚市として形成する必要があると考えております。とりわけ青少年の健全育成のためには幼児期の教育の充実及びその保護者の啓発を進めることが必要だと考えているからです。2点目は、経済的に厳しい家庭のお子さんを就園する幼稚園として是非1園でも存続させたいと考えておるからです。3点目は私立幼稚園では受け入れが難しい障がいをもつお子さんの入園できる施設として充実を図りたいという3点の理由から1園存続という希望を持っている次第でございます。

○ 川上委員

1番、2番、3番、3点公立幼稚園の役割を今後このようにしたいということをおっしゃるんですが、それを1園にすると。なぜ1園でないといけないのかということについては、いまのことからわからないわけですよ。わからないでしょう。で、これをよく読んでみると、こう書いているんですよ。少子化が進行する中、就園児の減少は避けられないということがまず書いてあるんですよ。子どもが増えなければ13万人飯塚市というのが9年後できないわけですけど、子どもが減ることはもう避けられない、というふうに書いてあるわけです。それでそのうえで公立私立の役割分担を踏まえて、運営を民間移譲するというんですね。子どもが少子化していったら公立を3つのうち2つ民間に移譲しなければならないという理屈なんですよ。理屈が立たないでしょう。公立幼稚園の役割論からは、立たないでしょう。子どもが多かろうと少なかろうと公立幼稚園の存在意義と重要性があるのであれば、減らすということにならないわけです。じゃあなぜ子どもが減ると公立を減らして民間に2園移譲しなければならないのかと。このところを聞きたいわけですよ。そのところはどのような考え方でしょうか。

○ 学校教育課長

民間移譲の件は正直、その方向についてどうかということにつきましては、先だっけの質問で答えたとおり民間移譲にこだわらずに考えてきたいと思っているところです。3園を1園としておりますのは、3園のうち2園は建物そのものの耐用年数に厳しい状況がございます。飯塚市の財政を家庭の家計と考えたときに、それがすべてを建替えて現状維持をするということについても難しい面があるのではないかと考えておりますが、それを1園に集約した形で幼稚園教育の充実を図れるのではないかと考えているところです。

○ 川上委員

いま私が聞き間違っていたら申し訳ないんですが、民間移譲についてはこだわらないという答弁ですか。

○ 学校教育課長

ここについて、3行目に2園については民間移譲の方向で検討を行うとしておりますが、必ずしも民間移譲の方向に限定するものではないというように考えていますということでございます。

○ 川上委員

それならばこの文章のとおりなんですよ。それで、さっきから聞いているのは、子どもが減っていくでしょうと。就園児の減少を避けられないと。そうすると、2園については民間移譲するというのがわからないと言っているわけですよ。これはあなたの方の中には一つは幼稚園そのものの廃止というのが念頭にあるのではないですか。子どもが減っていく、公立であろうと私立であろうと、幼稚園はいなくなるんじゃないかと、そういう考え方があるから一見理屈が通らないようなことがここに書いてあるのではないですか。

○ 学校教育課長

学校教育課といたしましては、3園を0で必要ないというようなことはまったく考えておりません。

○ 川上委員

少しかみ合わなくなっているんだけど、子どもが減るなら減ってもそういうふうにあなた方は避けられないとまで言っているんだけど、そのことと公立私立、いま3公立があるのをそのうち2は私立にしますよということと理屈が合わないでしょう。そのことをさっきから言っているんですね。このやり取りを続けるわけには行きませんので、次回まだここやれると思いますので、先ほどの答弁保留された点とあわせて、次回質疑を続けたいと思います。